

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

- ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）（第一条関係） 1
- 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）（第二条関係） 2

○ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>（行政手続法を準用する場合の読替え）</p> <p>第一条 ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）</p> <p>第六条第六項の規定による行政手続法（平成五年法律第八十八号）の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					
読み替える行政手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える行政手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二十六条	不利益処分	法第六条第七項の規定による命令	第二十六条	不利益処分	法第六条第七項の規定による命令
第二十七条第二項	聴聞を経てされた不利益処分		第二十七条第二項	聴聞を経てされた不利益処分	

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>（行政手続法の規定を準用する場合の技術的読替え） 第三条 法第八条第四項の規定により行政手続法（平成五年法律第八十八号）の規定を準用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					
読み替える行政手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える行政手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二十六条	不利益処分	国際テロリスト財産凍結等特別措置法第八条第五項の規定による指	第二十六条	不利益処分	国際テロリスト財産凍結等特別措置法第八条第五項の規定による指
第二十七条第二項	聴聞を経てされた不利益処分	定	第二十七条第二項	聴聞を経てされた不利益処分	定